

令和2年12月22日

各位

公益社団法人北海道観光振興機構
会長 小磯修二
(公印省略)

「令和2年度 アドベンチャートラベルに関する英語ウェブサイト拡充事業」
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

記

- 1 委託事業名 令和2年度 アドベンチャートラベルに関する英語ウェブサイト拡充事業
- 2 業務委託期間 契約締結の日～令和3年3月12日(金)
- 3 主な業務委託内容
 - (1) 本道で体験できるATアクティビティに関する情報収集および整理
 - (2) 機構の既存ウェブサイト「Hokkaido Nature Guide - Best of Hokkaido」の拡充
- 4 事業費 3,000,000円(消費税等込み)
- 5 今後のスケジュール(予定)
 - 12月22日(火): 公示・観光機構HPに掲載
 - 12月28日(月): 企画提案参加表明
 - 1月18日(月): 企画提案の受付・受領
 - 1月21日(木): 企画提案の審査
 - 1月下旬 : 委託事業者決定、契約締結・業務開始

6 その他

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本事業に係る事業説明会は行わない。事業内容に関する質問や個別相談は、公示より3営業日後の17時までメールで受け付ける。質問ならびに回答について当機構で取りまとめ、企画提案参加表明事業者に対し、メールで送信する。

【お問合せ】公益社団法人北海道観光振興機構 海外誘客部
水谷 E-mail: m_mizutani@visithkd.or.jp
以上

「令和2年度 アドベンチャートラベルに関する英語ウェブサイト拡充事業」

委託業務企画提案指示書

1. 目的

欧米豪の富裕層を主な顧客とするアドベンチャートラベル（以下、「AT」と言う。）は、ポストコロナを見据え、今後の本道観光を牽引する新たなツーリズムとして期待されている。

2021年9月に北海道で開催されるアドベンチャートラベル・ワールドサミット（以下、「ATWS」と言う。）を契機に、ATの適地としての本道の魅力をPRすることで、AT顧客の誘致を進めることが必要である。

こうした機会を捉え、欧米豪を中心に本道のATの魅力を広め、ATの目的地としての認知度を高めるため、北海道観光振興機構（以下、「機構」と言う。）のウェブサイトを拡充する。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

機構が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

(1) 次のいずれかの者であること。

ただし、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出すること。

① 民間企業

② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人

③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) 機構が必要と判断する際に、機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

3,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結の日から令和3年3月12日（金）まで

(2) 業務スケジュール

- 12月22日(火)： 公示・機構ウェブサイトに掲載
- 12月28日(月)： 企画提案参加表明期限
- 1月 18日(月)： 企画提案の受付・受領
- 1月 21日(木)： 審査会（ヒアリング審査）の実施
- 1月 22日(金)： 委託事業者決定、契約締結、事業の実施
- 3月 5日(金)： ウェブサイト完成
- 3月上旬 : ウェブサイト公開（予定）

(3) 業務完了日

令和3年3月12日（金）までに事業を終了し、事業実施報告書を作成・提出すること。

7. 委託業務内容（企画提案事項）

機構の既存ウェブサイト「Hokkaido Nature Guide－Best of Hokkaido」（以下、「Nature Guide」と言う。）を、本道で体験できるATアクティビティに関する情報を収集・整理の上、コンテンツを追加し、ATの魅力を発信するウェブサイトとして拡充すること。

なお、事業実施に当たっては、ウェブサイトの主な閲覧者を、欧米豪を中心としたAT顧客と想定し、企画提案をすること。

「Hokkaido Nature Guide－Best of Hokkaido」におけるATコンテンツの例

- 野生動物観察（タンチョウ、エゾヒグマ）
- 流氷（砕氷船、流氷の上を歩くアクティビティ等）
- グリーン期のアクティビティ（ハイキング、トレッキング、サイクリング等）
- スノーアクティビティ
- アイヌ文化 等

(1) ATコンテンツの収集・翻訳

① 業務の詳細

- ・ 北海道で体験できるATアクティビティについて、体験できる季節・場所、アクセス方法等を含め情報収集すること。

なお、情報収集に当たっては、対象ウェブサイト内の既存コンテンツも含めた地域及び季節のバランスを考慮すること。

- ・ 拡充するATコンテンツについては、ATWSで実施予定のPSA（Pre-Summit Adventure：4泊5日程度のAT体験ツアー）、DOA（Day of Adventure：日帰りのAT体験ツアー）を参考とすること。

なお、PSA・DOAの採択状況はATWS2021 北海道実行委員会ホームページを参照すること。

(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/ATWS_Executive_Committee.htm)

- ・ 取り上げたATコンテンツ関連事業者のうち、英語対応ウェブサイトのある事業者のサイトのハイパーリンクを貼るなど、本道のATへの誘客に繋がるよう工夫すること。

- ・ 収集した情報を英語に翻訳すること。

② 画像の収集について

- ・ ライブラリーからの購入
- ・ 自治体等で運営している無料のフォトライブラリーの写真の使用
- ・ 新規撮影。ただし、成果品の著作権は、当機構に帰属する。

(2) ウェブサイトの拡充

① 対象ウェブサイト：「Hokkaido Nature Guide – Best of Hokkaido」
(<https://best.visit-hokkaido.jp/nature/>)

② 対象言語：英語

③ 業務内容

- ・ (1) で収集した情報を掲載すること。
- ・ 掲載に当たっては、アクティビティの内容及び体験できる時期・場所を分かりやすく整理すること。
- ・ A Tとは何かといった説明や、なぜ北海道がA Tの目的地として最適かといった情報も含めて掲載すること。
- ・ 本事業は、A T W S 2021 北海道実行委員会が実施する「令和2年度 アドベンチャートラベル・ワールドサミット2021 ウェブサイト構築事業」と連動してウェブサイトを拡充・構築するため、当該実行委員会及び受託者と情報共有・連携して業務を遂行すること。

④ システム構築

- ・ 外部サーバーの利用を前提とする。
- ・ 「Nature Guide」構築から数年が経過していることから、セキュリティの改善を含めた提案をすること。
- ・ 「Nature Guide」のおもな閲覧者が欧米豪の顧客であることを鑑み、個人情報保護・プライバシー保護の観点で必要な対策を講じた提案をすること。

8. 事業実績報告書及び成果物の納品

(1) 事業実績報告書：概要版を含む完了報告書の紙媒体3部及び電子データ

- ※ 写真の撮影地や元データ入手先・購入先、ライブラリー素材の2次利用（編集含む）に関する証明などについても記載すること。

(2) 成果物：拡充したコンテンツを機構サーバーへ登録すること。

9. 企画提案書の記載について

(1) 提出物

① 企画提案書（※見積書含む）

A4サイズ5部（社名あり1部、社名なし4部）

- ※審査上、具体的な企業名・氏名が分からないよう伏せて作成すること。

なお、企画提案書の作成にあたっては、上記7の(1)～(2)に係る企画提案事項のほか、下記の項目についても企画提案書に記載すること。

(ア) 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする。 (A4 用紙 1 枚程度)

(イ) 実施スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(ウ) 事業実績

過去 3 年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。

なお、当機構から過去に受託した事業の実績については、記載しないこと。

(エ) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

(オ) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

(2) 提出期限 令和 3 年 (2021 年) 1 月 1 8 日 (月) 1 5 時 (厳守)

(3) 提出場所 〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 - 1 緑苑ビル 1 階
(公社) 北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部 水谷 宛

(4) 提出方法

提出場所に持参または郵送 (提出期限必着) すること。

FAX、メールでの提出は不可。

10. 参加表明

本事業に参加しようとする意思がある場合は、期日までにメールで参加表明すること。なお、期限までに参加表明がない場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：令和 2 年 (2020 年) 1 2 月 2 8 日 (月) 1 7 時 (必着)

(2) メールアドレス：m_mizutani@visithkd.or.jp

(3) 標 題：A T に関する英語サイト拡充事業に係る企画提案への参加について

(4) 送信内容：会社名 (団体名)

担当者連絡先 (社名、部署、役職、名前、電話番号、e-mail アドレス)

11. 事業説明会

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染防止の観点から開催しない。事業内容に関する質問は、令和 2 年 1 2 月 2 5 日 (金) 1 7 時までメールで個別に受け付けることとする。

回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、参加表明期限以降速やかに送信する。

また、提出された企画提案書の内容について、6 (2) のとおりヒアリング審査を行うこととする。

12. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ・ 指示内容が十分理解されているか。

- ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・ 効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てやスケジュールに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

13. 業務上の留意事項

(1) 企画提案は、1社1提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 提出いただいた企画提案について、ヒアリング審査を行う。

(5) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

(6) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。

(7) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。

(8) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

(9) ヒアリングはZOOMミーティングでの参加を可とする。

14. 著作権等の取扱い

(1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は機構に帰属するものとする。

(2) 成果品および構成素材に係る知的財産等

ウェブ掲載等への二次利用も見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権及びその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

15. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された提案内容は、機構と協議の上、修正する場合がある。

(2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

(3) 再委託等の予定について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）の再委託を行うことはできない。

② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。

③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

17. お問い合わせ先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

(公社)北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部 (担当:水谷)

T E L 011-231-6736

E-mail m_mizutani@visithkd.or.jp

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和2年度 アドベンチャートラベルに関する英語ウェブサイト拡充事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和2年度 アドベンチャートラベルに関する英語ウェブサイト拡充事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) ⑩